

秋田市創業支援補助金（Aターン創業）申請要領

1 補助対象者

県外から本市に住民登録し、平成28年度内に創業する場合で、次の要件に該当する者を対象とする。

- (1) 優れた事業計画で本市産業の振興が期待できること。
- (2) 地域活性化に資するものであること。
- (3) 事業の実現性および成長性が認められること。
- (4) 創業が確実であること。
- (5) 次の要件をすべて満たしていること。

ア 市税に滞納がないこと。

イ 公的金融機関等からの融資等に係る債務の不履行等がないこと。

ウ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。

エ 国・県から補助金の交付を受けていないこと。

オ 本市に転居しようとする者又は応募日が本市に転居した日から起算して36箇月以内の者

2 補助対象事業

創業を予定している事業が、農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業など、別記業種に該当しない業種を対象とする。

3 補助率および補助金の額

- (1) 事業拠点、生活拠点の確保に必要な経費、Aターンに要する移転料および旅費（同居する家族の分を含む。） 補助率 1／2 以内
- (2) 賃貸した場合 限度額 100万円 、取得した場合 限度額 300万円

4 補助対象となる経費

Aターン創業に必要な経費のうち、次に掲げるものを補助対象とする。

経費区分	内 容
事業拠点費	事業を営むために必要な拠点（店舗、事務所等）の家賃（賃貸借契約上の敷金、礼金、前家賃等を含む。）および不動産購入費
生活拠点費	生活を営むために必要な拠点（アパート、マンション等）の家賃（賃貸借契約上の敷金、礼金、前家賃等を含む。）および不動産購入費
移転料・旅費	Aターン創業のために必要な転居費用および旅費（同居する家族の旅費を含む。）

経費区分	賃貸の場合	取得の場合
事業拠点	①	②
生活拠点	③	④

- 例 1 : ①事業拠点のみ賃貸する場合 → 限度額 100万円
 例 2 : ②事業拠点のみ取得する場合 → 限度額 300万円
 例 3 : ①事業拠点を賃貸＋③生活拠点を賃貸する場合 → 限度額 100万円
 例 4 : ①事業拠点を賃貸＋④生活拠点を取得する場合 → 限度額 300万円
 例 5 : ②事業拠点を取得＋③生活拠点を賃貸する場合 → 限度額 300万円
 例 6 : ②事業拠点を取得＋④生活拠点を取得する場合 → 限度額 300万円
 ※生活拠点のみを賃貸又は取得する場合(③、④のみ)は、補助の対象外とする。

5 提出書類

- (1) 創業計画書
- (2) 住民票および納税証明書（直近2年分の市民税、固定資産税）
- (3) 事業拠点および生活拠点を示した地図、賃貸借および取得に係る見積書、設備改修、機械器具購入ならびに広告宣伝に要する経費の見積書等

6 募集期間

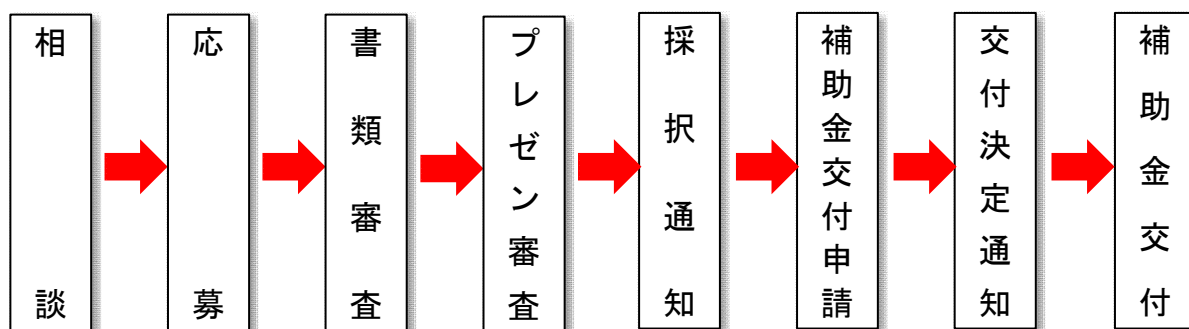
平成28年4月1日から平成29年1月20日まで

※平成29年3月31日までに事業を完了する必要があります。

7 審査方法

創業支援事業審査会による書類審査および面接審査

8 相談から補助金交付までの流れ



※法人の設立は、応募後（創業計画書等の提出後）に行う必要があります。
 また、交付決定通知の前に行った事業は補助対象外となります。

別 記

補助対象外とする業種（平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による。）

- (1) 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
- (2) 漁業（大分類Bに含まれるもの。）
- (3) 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
- (4) 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
- (5) 以下のサービス業等
 - ア 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの
 - イ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの。）
 - ウ 芸ぎ業（置屋・検番を除く。）（細分類8094に含まれるもの。）
 - エ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。）
 - オ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの。）
 - カ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）（細分類9299に含まれるもの。）
 - キ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの。）
 - ク 宗教（中分類94に含まれるもの。）
 - ケ 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの。）